

母子家庭、父子家庭、寡婦の方へ

# 家庭生活支援員を派遣します

仙台市内にお住まいの母子家庭・父子家庭・寡婦の方が、一時的に家事や育児等の日常生活でお困りの場合、ご自宅に家庭生活支援員を派遣し、家事・育児を支援します。

また、小学生以下のお子様を養育しているご家庭は、残業など仕事上の理由により帰宅時間が遅くなる場合、定期的にご利用いただくことができます。

## ◎こんな時にご相談ください！

例えば・・・

- ・ひとり親になったばかりで家事や育児の手助けをしてほしい。
- ・就職活動の間、家事や育児の手助けをしてほしい。
- ・上の子の学校行事に参加している間、下の子の保育をしてほしい。
- ・病気療養中や退院後の家事の手助けをしてほしい。
- ・冠婚葬祭時に子の面倒を見てほしい（食事の世話など）。

### ○利用できる方

仙台市にお住まいの  
母子家庭・父子家庭・寡婦の方

※定期的な利用は、児童扶養手当受給世帯と同等水準の所得であること必要です。

### ○支援できること

日常的な家事・育児

例) 食事の世話、掃除、身の回りの世話、生活必需品の買い物、乳幼児の保育、保育園の送迎等

※日常的な家事・育児の範囲を超える場合は対象外となります。

### ○利用できる時間帯

**9:00～18:00**（1時間単位）

※この時間以外の場合は、ご相談ください。

### ○利用料金（1時間あたり）

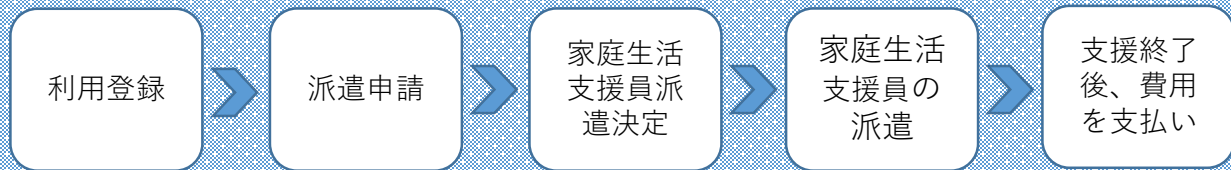
- ・生活保護受給世帯・市民税非課税世帯……… 無料
- ・児童扶養手当受給水準世帯……… **150円**
- ・その他世帯……… **300円**

※利用料金は直接、家庭生活支援員にお支払いください。

※利用前日の17時以降のキャンセルは一律1,000円のお支払いが発生します。



## 利用までの流れ



- ・ 家庭生活支援員の派遣には、事前の利用登録が必要です。
- ・ できるだけ派遣希望の2週間前までにお住まいの区の区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課の窓口にお申し込みください。  
(事前の利用登録が無い場合でも、緊急に家庭生活支援員の派遣が必要な時はご相談ください。)

## 利用登録・派遣申請時の持参書類

### 〈共通〉

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など顔写真入りもの。無い場合は健康保険証、児童扶養手当証書など2点以上。）

### 〈利用登録時〉

- ・ 個人番号がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- ・ ひとり親家庭等であることを証明する書類（戸籍の全部事項証明書または児童扶養手当証書の写し）

### 〈派遣申請時〉

- ・ 生活保護世帯は、生活保護受給証明書の写し
  - ・ 児童扶養手当受給世帯は、児童扶養手当証書の写し
  - ・ （定期的な利用を申請する場合は）勤務証明書
- ※申請時の同意書に同意いただけない方は所得額の証明書

## 注意事項

- ・ 家庭生活支援員の調整がつかず、ご希望に添えない場合があります。
- ・ 原則として、1か月の利用可能な時間数の上限は20時間までになります。

## 相談・申請の窓口

受付時間：平日の8時30分から17時00分

区役所・支所	電話番号
青葉区役所 家庭健康課	022-225-7211（代）
青葉区宮城総合支所 保健福祉課	022-392-2111（代）
宮城野区役所 家庭健康課	022-291-2111（代）
若林区役所 家庭健康課	022-282-1111（代）
太白区役所 家庭健康課	022-247-1111（代）
泉区役所 家庭健康課	022-372-3111（代）